

平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

○ 事務処理等に関することについて

【出願書類の各種様式について】

Q55 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式をコピーして使用してもかまいませんか。

A (1) コピーを使用してもよいもの

- ・「自己アピール文」記入票、各種実技検査受検種目届出票、欠席届、入学辞退届、各種申請書、出願資格証明書、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願
- ・上記の各様式については、県教育委員会学校教育課Webページ（ホームページ）から印刷していただいても結構です。ただし、印刷の際には入学者選抜実施要項冊子のものと同じ大きさになるように注意してください。

(2) コピーを使用してはいけないもの

- ・各選抜の入学願書は、配布したものを使用してください。
- ・各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表、学習成績分布表及び「特技に関する記録〔体育〕」の作成にあたっては、県教育委員会学校教育課Webページ（ホームページ）からダウンロードした平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜用の「調査書等作成ファイル」を使用して作成してください。
- ・県外中学校から出願する場合、調査書及び「特技に関する記録〔体育〕」については、配布された用紙に記入してください。